

にほん せいかつ

日本で生活するために

にほんごばん
～やさしい日本語版～



やまぐちけんけいさつ

山口県警察



1 日本^{にほん}の法律^{ほうりつ}を守^{まも}ろう



ざいりゅう 在留カードについて

- 出掛^{でか}けるときは、いつも持^もっておかなければいけません。



- 警察官^{けいさつかん}から見^みせるように言^いわれたら、見^みせなければいけません。

- 他^{ほか}の人^{ひと}のカード^{つか}を使^{つか}ってははいけません。

- 自^じ分のカード^{ぶん}を他^{ほか}の人^{ひと}に貸^かしてはいけません。

- 失^なくしたり盗^{ぬす}まれたりしたときは、



警察^{けいさつ}へ届^{とど}け出^でて、出^{しゅつ}入^{にゅう}国^{こく}在^{ざい}留^{りゅう}管^{かん}理^り局^{きょく}で

再^{さい}発^{はつ}行^{こう}の手^て続^{つづ}きをしましう。





アルバイトについて

- ぎのうじっしゅうせい 技能実習生は、じっしゅうさき いがい 実習先以外
でアルバイトはできません。
- りゅうがくせい 留学生は、しゅつにゅうこくざいりゅうかん 出入国在留管理局からきょか 許可をもら
わなければ、アルバイトはできません。
- きょか 許可をもらっても、つぎ 次のき 決まりをまも 守らな
ければいけません。



- ✓ しゅうかん 1 週間に じかん 28時間より多く おお 働いて
はたら はいけません。
- ✓ なつやす 夏休み等の なが 長い やす 休みの とき 時は、にち 1日に
じかん 8時間より多く おお 働いて はたら はいけません。
- ✓ きんし 禁止されている ぎょうしゅ 業種のア
ルバイト しゅつにゅうこくざいりゅう をしてはいけません (出
入国在留 かん 管理局 りきょく に かくにん 確認 しまし しょう)。



交通ルールについて



- 自転車は、車の仲間
なので、原則として車道
を通りましょう。



- 自転車は、車道の左端を通りましょう。

- 自転車道があるところは、自転車道
を通りましょう。

- 普通自転車歩道通行可の標識がある
歩道は、自転車で通れます。

- 歩道は、歩行者が通るための道なので、

自転車は車道の方を
すぐに停まれる速さで
通らなければいけません。

- 車道 (車の道)
- 自転車道 (自転車の道)
- 普通自転車歩道通行可
(普通自転車が歩道を通ってよい)
- 標識 (交通ルールなどがかれた看板など)
- 歩行者 (歩く人)

ほ こうしゃ じ てんしゃ ひょうしき しゅるい い み
歩行者と自転車の標識の種類と意味



	ほ こうしゃ くるま じ てんしゃ つうこうきんし 歩行者、車、自転車の通行禁止
	くるま じ てんしゃ つうこうきんし 車や自転車の通行禁止
	くるま じ てんしゃ はい 車や自転車はここから入ってはいけません
	じ てんしゃ つうこうきんし 自転車の通行禁止
	くるま じ てんしゃ と はや つうこう 車や自転車はすぐに止まれる速さで通行すること
	くるま じ てんしゃ いち じ てい し みぎ ひだり あんぜんかくにん 車や自転車は、一時停止して、右・左の安全確認をすること
	ほ こうしゃ おうだんきんし 歩行者の横断禁止
	ほ こうしゃ つうこう 歩行者だけが通行できます
	じ てんしゃ ほ こうしゃ つうこう 自転車と歩行者だけが通行できます
	じ てんしゃ つうこう 自転車だけが通行できます
	おうだん ほどう 横断歩道です
	じ てんしゃおうだんたい 自転車横断帯です
	がっこう よう ち えん ほ いくしよなど 学校、幼稚園、保育所等があります
	しんごう き 信号機があります

- つうこうきんし
通行禁止
とお 通ってはいけない
- いち じ てい し
一時停止
いち ど と 一度 停まる
- つうこう
通行
とお 通る
- おうだんきんし
横断禁止
よこぎ 横切ってはいけない
- おうだん ほどう
横断歩道
ほ こうしゃ よこぎ みち
歩行者が横切るための道



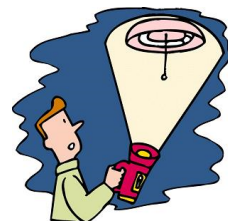
携帯電話・銀行口座について

- **原則**として他の人にあげたり、売うるために契約したりしてはいけません。
- 契約する時に、名前、住すんでいるところ、生まれた日について嘘をついてはいけません。
- 帰国する時など、いらなくなった場合は解約してください。
- **原則**として自分の携帯電話、通帳、キャッシュカードを他の人にわたしてはいけません。
- **原則**として他の人の携帯電話、通帳、キャッシュカードをあげたり、もらったりしてはいけません。



2 災害さいがいがおきたとき

- 災害さいがいがおきたときに、どのように逃にげるか、考かんがえておきましょう。
- 逃にげるときの懐中電灯かいちゅうでんとう、飲のみみ水みずなどを準じゅん備びしておきましょう。
- 地震じしんがおきたときは、机つくえの下したやクッションなどで頭あたまを守まもりましょう。
- 大雨おおあめや台風たいふうのときは、
 - ✓ 川かわや海うみに近ちかづかない
 - ✓ 道路どうろや家いえが水みずに浸つかっていたら、2階かい以上いじょうに上あがる
 - ✓ 山やまが崩くずれることがあるので、崖がけから遠とおい部へ屋やへ行いくようにしましょう。



市役所しやくしょのホームページに避難場所ひなんばしょ(逃にげるところ)が載のっています。調しらべておきましょう。

あなたの避難場所 ()

3 事件・事故に遭ったとき

○ 物を盗まれたり、人に殴られたりしたときは、すぐに「110」に電話しましょう。

110



○ 交通事故が起きたら、けがをしていなくても、「110」に電話してください。警察官が来るまで、その場所にいてください。

○ けがをした人がいる場合は「119」に電話して救急車（病気やケガをした人を助ける車）を呼びましょう。

119



事件・事故で警察に通報する場合...110

救急・火事で消防に通報する場合...119

4 その他^{ほか}

- 困^{こま}ったときや悩^{なや}みが
あるときは、早^{はや}めに会^{かい}社^{しゃ}
や学^が校^{っこう}の^{ひと}人^{はな}に話^{はな}しま
しょう。



- 交^{こう}通^{つう}事^じ故^こや犯^{はん}罪^{ざい}に遭^あわないように
気^きを付^つけましょう。

- 皆^{みな}さんの国^{くに}では犯^{はん}罪^{ざい}にならない
行^{おこな}いが日^に本^{ほん}では犯^{はん}罪^{ざい}となること
があります。

気^きを付^つけましょう。





やまぐちけんない けいさつしよいちらん

山口県内の警察署一覧



あなたが住んでいる場所の近くの警察署

を調べておきましょう。

警察施設	住所	代表電話
岩国警察署	岩国市麻里布町6-15-20	0827-24-0110
柳井警察署	柳井市南町2-4-18	0820-23-0110
光警察署	光市中央2-1-14	0833-72-0110
下松警察署	下松市大手町3-2-1	0833-44-0110
周南警察署	周南市大字徳山5632-4	0834-21-0110
防府警察署	防府市駅南町7-22	0835-25-0110
山口警察署	山口市吉敷下東4-17-10	083-924-0110
山口南警察署	山口市小郡下郷3848-1	083-972-0110
宇部警察署	宇部市常藤町3-1	0836-22-0110
山陽小野田警察署	山陽小野田市日の出1-6-10	0836-84-0110
美祢警察署	美祢市大嶺町東分312	0837-52-0110
小串警察署	下関市豊浦町大字小串191-1	083-772-0110
長門警察署	長門市東深川777	0837-22-0110
萩警察署	萩市大字土原476-1	0838-26-0110
下関警察署	下関市細江町2-3-8	083-231-0110
長府警察署	下関市長府才川1-44-45	083-248-0110



山口県警察本部
山口県山口市滝町1番1号

TEL 083 - 933 - 0110

FAX 083 - 925 - 8050

<http://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp>